

令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における 新型コロナウイルス感染症検査費用補助金実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、新型コロナウイルス感染症感染による重症患者発生リスクが高い高齢者福祉施設・事業所、障がい福祉施設・事業所及び救護施設等（以下「施設等」という。）が、感染拡大防止に必要な自主検査（PCR検査又は抗原検査であって、行政検査によらないものをいう。以下同じ。）を施設等の利用者や職員等を対象に行うための経費を補助することにより、施設等の負担を軽減し、もって利用者への安全なサービス提供の確保に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、愛媛県（以下、「県」という。）とする。

(補助対象者)

第3条 本事業による補助を受けることのできる者は、次のいずれかに該当する利用者や職員等に対し自主検査を行った施設等を運営する法人等とする。

ただし、厚生労働省所管の疾病予防対策事業費等補助金の交付を受けて市町が実施する検査助成事業の対象となる高齢者及び基礎疾患を有する者については、補助対象者から除くものとする。

- (1) 入所系施設等に新規入所する利用者
- (2) 業務に関連する資格試験受験又は研修受講、冠婚葬祭（二親等以内に限る。）
その他のやむを得ない理由により、県外の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域と県とを往来した職員等（帰県後1週間以内に自主検査を受けた職員等に限る。）
- (3) その他県が必要と認める利用者及び職員

(事業内容)

第4条 県は、予算の範囲内で、施設等が利用者や職員等に行った自主検査に要した費用を補助するものとする。ただし、次に該当する場合は、本事業における補助の対象とはしない。

- (1) 自主検査に要した費用に対し、他の補助金等を受けた場合（市町が施設の自主検査を推進するために上乘せする補助金を除く。）
- (2) 自主検査の結果、陽性と判定された場合で、直ちに保健所に連絡を行わなかったとき。（検査機関等が保健所に発生届を提出した場合を除く。）
- (3) 補助対象となった検査から1か月以内（別途、県が定める場合はその期間）

に再度検査を受けた場合

(補助額の算定方法)

第5条 補助額は、令和4年3月31日までにを行った自主検査1件につき、次に掲げる額のうち、最も少ない額を検査ごとに算定し、その合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 検査費用の実費

(2) 検査1件当たりの基準額：抗原検査にあつては3,000円、PCR検査にあつては5,000円（別途、県が定める場合はその金額）

附 則

この要綱は、令和3年4月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。